

滋賀県PTA連絡協議会

園児・児童・生徒24時間総合保障制度

ご加入のおすすめ



(24時間総合保障制度は「こども総合保険」の制度名です。)

《保護者様》

平成23年4月
滋賀県PTA連絡協議会
会長 和田 光生

平素は、滋賀県PTA連絡協議会ならびに滋賀県PTA「園児・児童・生徒24時間総合保障制度」の事業推進にご協力を賜り誠にありがとうございます。

おかげさまで平成22年度にご案内いたしました「園児・児童・生徒24時間総合保障制度」には2月1日現在で9,807名の皆様にご加入していただきました。

さて、過去の補償事故例を見ますと、登園・降園時、登校・下校時における交通事故、誤って校・園の設備・備品を破損させてしまった事故、誤って他人を負傷させた事故がございます。またケガによる後遺障害、入院、通院の補償など実に多くの補償事例があります。加入されている皆様にはこの保障制度を有効に活用していただき、好評を得ております。

当制度は、滋賀県PTA連絡協議会に加盟していただいている幼稚園(こども園等)PTA、小・中学校PTAの会員が対象となっています。団体割引を適用しておりますので、個人で同種の保険に加入されるより安い保険料となっております。

しかしながら、平成23年度の補償内容は料率改定に伴い、補償内容に一部変更(死亡・後遺障害補償、入院・通院補償の金額)がありますのでご確認ください。その上で自動更新を希望されない方は、加入申込書で更新停止の手続きをお願い申し上げます。

尚、平成23年度に新入園・入学される皆様と、まだ加入されていない皆様に、是非、ご加入いただきますようご案内申し上げます。

敬具

【ご加入内容をご確認ください。】

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店(株)アークスリーインターナショナルまでお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※滋賀県の幼稚園、小学校、中学校から県外へ転出された場合には、必ず取扱代理店または引受保険会社へ連絡してください。

※その他、ご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

【ご加入内容に関する大切なお知らせ】

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。
今回更新いただくこども総合保険につきまして、補償内容に一部改定があります。
改訂後の補償内容については今年度の募集パンフレット等にてご確認ください。

上記の商品改定に伴い、現在ご加入の方につきましては、お申込締め切り日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の改定後の補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

この保険契約は滋賀県PTA連絡協議会を契約者とするこども総合保険団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として滋賀県PTA連絡協議会が有します。

■お申込締め切り日■

4月27日(水) 消印有効

<各学校・園では申込みの受付を致しません。申し込み方法をご覧ください。>

こんな時にお役に立つ補償内容(国内・国外補償)

傷害

(肺炎・盲腸などの病気を原因とするものを除きます。)

被保険者(保険の対象となる方)である園児・児童・生徒の方が、自転車やお車等による交通事故やレジャー中の事故などの急激かつ偶然な外来のさまざまな事故により、ケガをされた場合に保険金をお支払いします。(学校内外を問わず、24時間補償)ケガによる死亡・後遺障害保険金から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

※急激かつ偶然な外来の要件を欠く、野球肘等およびしもやけ等は補償の対象となるケガに含まれません。
※入院・通院については1日目からお支払いします。手術保険金は入院保険金の支払われる場合に限りお支払いします。

※細菌性食中毒等担保特約の付帯により、摂取したのものにより生じた細菌性食中毒およびウイルス性食中毒の場合も保険金をお支払いします。



入院・通院は
一日目より
補償!

熱中症

熱中症危険担保特約の付帯により、熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合も、保険金をお支払いします。

特定感染症

特定感染症危険担保特約の付帯により、O-157等の特定感染症を発病した場合にも、保険金をお支払いします。

※死亡保険金・手術保険金を除く、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金のみお支払いします。
※保険金お支払いの対象となる特定感染症の種類についてはパンフレット記載の「補償内容」をご覧ください。
※初年度契約の場合には、保険責任開始日からその日を含めて10日以内の発病には保険金をお支払いできません。

育英費用

(病気を原因とするものは除きます。)

被保険者(保険の対象となる方)である園児・児童・生徒の扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、死亡されたり、重度後遺障害を被った場合、育英費用保険金として保険金額の全額を一時にお支払いします。

※ご加入にあたり、あらかじめ扶養者の方を指定していただきます。
※原則として扶養者として指定できるのは、お子様(被保険者-保険の対象となる方)の親権者であり(お子様が成人に達した場合はこの限りではありません。)、かつお子様の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担し、お子様の生計を主に支えている方とします。



賠償責任

被保険者(保険の対象となる方)(注)が日常生活において、誤って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたため、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等を、保険金額を限度として、保険金をお支払いします。

i. パソコン等に記録された情報の損壊(記録情報限度額:500万円)、アルバイト・インターンシップ中の事故、受託物の損壊、紛失、または盗取に起因する法律上の賠償責任も補償対象とします。

ii. 被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により被った法律上の損害賠償責任も補償します。転居された場合は転居先を補償対象とします。

※スポーツでルールにしたがってプレイをしていたにもかかわらず、相手にケガを負わせた事故など、園児・児童・生徒に法律上の損害賠償責任が生じないケースがありますが、そのような場合には保険金はお支払いできません。

※引受保険会社による示談交渉サービスはありません。損害賠償責任の全部または、一部を承認しようとするときは、必ず引受保険会社にご相談ください。



(注) 賠償責任における被保険者はご本人(加入依頼書等の被保険者氏名欄に記載の方)の他、以下の方々となります。

①ご本人の親権者およびその他の法廷の監督義務者

②ご本人の配偶者

③ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族

④ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚(これまでに既婚歴がないことをいいます。)のお子様
上記の続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

《365日・24時間補償!》

1ヶ月にすると
約1,000円で
Aプランの補償が
得られます!

保険期間 平成23年5月1日午後4時から平成24年5月1日午後4時まで

保険金額と保険料 団体割引30% 損害率による割引25%適用

職種級別A

補償の種類		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
傷害補償	死亡・後遺障害保険金	445万円 (313万円)	340.1万円 (228.4万円)	307.3万円 (220.7万円)	202.4万円 (134.6万円)
	入院保険金	1日につき6,000円	1日につき5,000円	1日につき3,500円	1日につき2,700円
	通院保険金	1日につき3,000円	1日につき2,600円	1日につき2,100円	1日につき1,600円
手術保険金		手術の種類により入院保険金日額の10倍・20倍・40倍			
育英費用		200万円	150万円	100万円	80万円
賠償責任 免責金額(自己負担額)0円		1億円 記録情報限度額500万円	1億円 記録情報限度額500万円	5,000万円 記録情報限度額500万円	3,000万円 記録情報限度額500万円
特定感染症(注1)		○	○	○	○
熱中症(注2)		○	○	○	○
年間保険料		12,000円	10,000円	8,000円	6,000円

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

お子様(被保険者—保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(*)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(*)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

※上記の保険料に一律制度維持費80円を加算したものがご指定の口座より引落しされます。

※(注1) 特定感染症の場合は傷害補償の後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金対象となります。

※(注2) 熱中症危険担保特約の場合は傷害補償の死亡保険金・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金対象となります。

上記保険金額はご加入者数が10,000人以上の場合の金額です。ご加入者数が10,000人を下回り、5,000人から9,999人の場合には、()内の記載のように保険金額を引き下げさせていただきますので、予めご了承ください。

詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

園児・児童・生徒24時間総合保障制度の特長

- ①24時間、365日補償!
- ②ケガによる入院・通院も1日目から補償!もちろん1日だけの入院・通院でも補償の対象!
(詳しくは「補償内容」をご覧ください。)
- ③指定した扶養者の方が急激かつ偶然な外来の事故でケガにより亡くなったり、重度後遺障害を被った場合、育英費用を補償。
- ④賠償責任が最高1億円まで補償!(Aプラン、Bプランの場合)
- ⑤保険金請求の手続きが簡単!(入・通院のみの保険金請求で10万円以下の場合原則医師の診断書は不要です。治療終了後、保険金請求書・治療状況欄における病院名の記入による申告、または医療機関の診察券のコピー等を貼付してご返送いただければ結構です。)
- ⑥保険料は自動引落し!(お振込みの手間やお振込み手数料がかかりません。)

加入対象者(被保険者—保険の対象となる方)

滋賀県PTA連絡協議会加盟の幼稚園(こども園等)・小学校・中学校・特別支援学校に在籍されている園児・児童・生徒の方です。

《加入申込み方法》

加入申込締切日

平成23年4月27日(水)

【本年度、初めて加入される方】

●下記の「**加入手続き**」についてお読みの上、加入申込の手続きをお願い致します。

「加入手続き」

同封の「加入依頼書」に、記入例をご覧ください必要事項を全てご記入・ご捺印の上、「加入依頼書」の1枚目から4枚目を同封の返信用封筒に入れて**加入申込締切日(平成23年4月27日(水))**までに投函してください。5枚目は「お客様お控え」となりますので、お手元で保管してください。

また、ご指定いただきます「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」の項目につきましては、**捺印欄は必ず金融機関のお届け印を押印ください。**

●保険料の振替日について●

保険料振替日… 平成23年6月27日(月)

※加入依頼書にてご指定いただきました口座より保険料および制度維持費80円を振替いたします。

※通帳には「MBS・シガPTAホケン」と表示されます。

※万一、引落日に年間保険料が引落不能の場合にはご通知いたしますので、7月23日までに保険料をお支払い頂きます様お願い致します。もし、期日までにお支払い頂けない場合は、保険契約者である滋賀県PTA連絡協議会は、引受保険会社に加入者の脱退の申し込みを致しますので、あらかじめご了承ください。

【昨年度、加入済みの方】

注意

昨年加入された方でも、**本年4月に滋賀県の小学校・中学校に進学される方は、加入時在籍していた幼稚園や学校の卒園、卒業時に満了となり、自動更新されませんので、再度上記と同様の加入申込手続きが必要です。**

●本年度も更新される方

上記の加入申込締切日までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の改訂後の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

本内容をご了承いただける方につきましては、**特段の加入手続きは不要です。**

※保険料はご指定の引落口座より**平成23年6月27日(月)**に引き落としさせていただきます。

●補償プラン、住所等の内容に変更のある方、平成23年度の引落口座変更をご希望の方

「加入依頼書」の「加入内容を変更して更新する」に○印をつけて、新規加入と同様に記入例にしたがい、全ての項目をご記入・捺印のうえ、**平成23年4月27日(水)までに**、返信用封筒に入れて投函してください。

●本年度は更新されない方

同封の「加入依頼書」の「更新を停止する」に○印をつけ、ご住所・保護者名・お子様名・電話番号をご記入・ご捺印のうえ、**平成23年4月27日(水)までに**、返信用封筒に入れて投函してください。

●保険料の振替について

※引落口座の通帳には「MBS・シガPTAホケン」と表示されます。

※万一、引落日に年間保険料が引落不能の場合にはご通知いたしますので、7月23日までに保険料をお支払いいただきますようお願いいたします。期日までにお支払いいただけない場合は、保険契約者である滋賀県PTA連絡協議会は、引受保険会社に加入者の脱退の申し込みを致しますので、あらかじめご了承ください。

〈加入者票〉 本年ご加入いただいた皆様に6月中旬に郵送予定。

〈控除証明〉 この保険は損害保険料控除の対象となりません。

※「損害保険料控除制度」は、平成18年12月をもって廃止となりました。

24時間総合保障制度の補償内容(概要) ……こども総合保険…

この保険契約は、滋賀県PTA連絡協議会を保険契約者とする団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として滋賀県PTA連絡協議会が有します。被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
【1】 傷害「国内 外補償」	死亡保険金	被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害 保険金	被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 ※各保険年度ごとに合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金がかかる場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けられた場合 「所定の手術」の詳細については、弊社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html)をご確認ください。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。
	通院保険金	被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、90日が限度となります。 なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。
【2】 育英費用 「国内 外補償」		被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	育英費用保険金額の全額をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
		また、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合 (重度後遺障害の例) ●両目が失明した場合 ●咀嚼または言語の機能を全く廃した場合 ●その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合 等	①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親権者もしくは後見人、または被保険者の故意または重大な過失によるケガ ②けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ③無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、流産によるケガ ⑥外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)
【3】 賠償責任 「国内 外補償」 (※2)		被保険者(保険の対象となる方)*3が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの(情報機器等に記録された情報を含みます。)*4を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (1)被保険者本人の居住の用に供される住宅*5の所有・使用または管理に起因する偶然な事故 (2)被保険者*3の日常生活(住宅*5以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故	①ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)*3の故意による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ③戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任*1 ④核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任 ⑤職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)*3の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦心神喪失中(泥酔中等)の損害賠償責任 ⑧自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)*3の所有、使用等に起因する損害賠償責任 ⑨被保険者*3と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑩被保険者*3または被保険者*3の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑪受託品を破損した場合の正当な権利を有する者に対する損害賠償責任については、上記のほか、次の事由による損害賠償責任については保険金をお支払いできません。 ●けんかや自殺行為・犯罪行為 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨またはひょう等 ●受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したこと 等
		※1情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円または賠償責任保険金額のいずれか低い額が支払限度額となります。 ※2損害賠償金の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※3他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑧戦争、内乱、暴動等によるケガ*1 ⑨核燃料物質の有害な特性等によるケガ ⑩扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合 等

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
[4] 熱中症危険	被保険者(保険の対象となる方)が熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合、【1】傷害における保険金をお支払いします。	—	—
[5] 特定感染症 「国内外補償」	新規契約の保険責任開始日からその日を含めて10日が経過した後に、特定感染症*10を発病し、下記の状態になった場合 ①発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ②発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合(法律により「就業制限」された場合を含みます。) ③発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合	左記①～③に応じて、【1】傷害のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします。	①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者の親権者もしくは後見人や保険金受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ②被保険者のけんかや自殺行為・犯罪行為によって発病した特定感染症 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ④戦争、内乱、暴動等によって発病した特定感染症*2 ⑤核燃料物質の有害な特性等によって発病した特定感染症 ⑥【1】傷害の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ⑦保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(継続契約は除きます。)等

*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任、疾病、損害、事故、特定感染症は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

*2 「賠償責任担保条項の一部変更に関する特約」、「受託品に係る賠償責任の一部変更に関する特約」が自動的にセットされます。

*3賠償責任における被保険者はご本人(加入依頼書等の被保険者氏名欄に記載の方)の他、以下の方となります。
①ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者 ②ご本人の配偶者 ③ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族
④ご本人もしくは親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)のお子様
*4受託品を破損した場合に負担する損害賠償責任については、その受託品が次に掲げる間に損壊、紛失、または盗取された場合に限り、保険金をお支払いします。
①受託品が被保険者の居住の用に供される住宅内に保管されている間
②受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間
なお、受託品のうち、以下の物は保険の対象になりません。●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物●貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物●自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらに準ずる物●被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具:ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動●動物、植物等の生物●建物(畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。)*●門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物●公序良俗に反する物 等
*5別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
※1【1】傷害の死亡保険金受取人について特段のお申し出がない場合は、死亡保険金受取人は被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人となります。
※2【1】傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。)。なお、急性性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください(職業病、テニス肩 等)。
*6特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。
*7同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額

■ご加入の際のご注意

①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)等
・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります。
●被保険者(保険の対象となる方)ご本人の生年月日
●被保険者(ご本人)がお仕事に就事している場合、そのお仕事の内容
●他の保険契約等を締結されている場合は、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
*保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
●加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。
②被保険者の範囲:被保険者になれるのは、滋賀県PTA連絡協議会加盟の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校に在籍されている園児・児童・生徒の方に限ります。
③扶養者の指定:原則として、扶養者として指定できるのは、被保険者(保険の対象となる方)の親権者であり(注)、かつ、被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方となります。
(注)成年に達した場合はこの限りではありません。
④死亡保険金受取人の指定:被保険者の法定相続人以外の方を、【1】(傷害)の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を受取人として指定する場合は、被保険者の同意が必要となります。(被保険者が未成年者でかつ未婚である場合、この同意は被保険者の法定代理人(親権者等)が代理して行うことが必要です。)*同意のないままに死亡保険金受取人を指定してご加入された場合、保険契約が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。
⑤保険金請求忘れのご確認について:継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成23年5月1日以降の補償内容です。それ以前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

⑥契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には使いません。ご不明の点は、弊社までお問い合わせください。
⑦共同保険について:この保険契約はこの真の下段に記載する保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災(保険)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います

■ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認:保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、代理店または弊社までお問い合わせください。
②通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)
・加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります。
●被保険者(ご本人)がお仕事に就事している場合、または新たにお仕事に就事する場合、そのお仕事の内容
③ご加入後の変更:ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、代理店または弊社までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者へ、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
④その他:本パンフレット記載の【2】(育児費用)は、a.育児費用保険金をお支払いしたとき、b.被保険者(保険の対象となる方)が独立して生計を営むようになったとき、または、c.被保険者を扶養する特定の個人がいなくなったときには、効力を失います。(a.に該当した際には、その年度の保険料を返還できない場合があります。)

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

もし事故が起これば…

事故が発生した場合には、加入後に加入者票と同時に送付される事故報告書をすみやかにご送付ください。事故報告書到着前は下記フリーダイヤルまで30日以内にご通知ください。

- ①保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ②ケガや病気を被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- ③賠償事故の場合:保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

●事故のご連絡は

滋賀損害サービス課

☎077-522-9109 (平日9:00～17:00)

◎土日、祝日は「東京海上日動安心110番」0120-119-110 (365日24時間受付)

●お問い合わせ先・連絡先

取扱代理店 株式会社 アークスリー・インタナショナル

〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-15-30 林ビル本店2階

TEL:077-527-6823

0120-577-415 (平日9時30分～17時まで)

(幹事保険会社) 東京海上日動火災保険(株) 70% (非幹事保険会社) AIU保険会社 30%

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当支社: 大阪北支店・直轄

〒540-0031 大阪市中央区北浜東4-33

大阪大林ビル27階

TEL:06-4790-6695

このパンフレットはこども総合保険団体契約の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

平成23年2月作成
09-T-01048